

船橋市防災会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市防災会議条例(昭和39年条例第32号)第5条の規定に基づき、船橋市防災会議(以下「会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 会議は会長が召集し、議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

(委員による処理)

第3条 会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の議会にこれを報告しなければならない。

(参考意見)

第4条 会長は、必要があるときは、議事に関係ある市職員を会議に出席させ意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、船橋市市長公室危機管理課において処理する。

附 則

この要領は、昭和39年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。